

## 助成申請書

申請日 2024年4月12日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 神奈川県横浜市西区浅間町1丁目4番3号ウィザードビル402  
申請団体の名称 一般社団法人BLP-Network  
代表者の氏名 鬼澤秀昌  
法人番号 0020-05-016070

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 申請団体の名称：一般社団法人BLP-Network
- 申請団体の住所：神奈川県横浜市西区浅間町1丁目4番3号ウィザードビル402
- 資金分配団体等としての 神奈川県横浜市西区浅間町1丁目4番3号ウィザードビル402  
業務を行う事務所の所在地：
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等  
（1）欠格事由について  
（2）公正な事業実施について  
（3）規程類の後日提出について  
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）  
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

| 指導等の年月日 | 指導等の内容  | 団体における措置状況 |
|---------|---------|------------|
| ※4 該当なし | ※4 該当なし | ※4 該当なし    |

#### ※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

(別紙)

## 1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
  - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体等の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

### ※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

## 2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体等としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体等に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
  - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体等に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

**※注意点**

資金分配団体等に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

**3 規程類の後日提出について（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）**

当団体は、資金分配団体等としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

**4 情報公開について(情報公開同意書)**

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体等としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。



## 選定結果・申請時提出書類の情報公開について

### 1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないように留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

### 2. 公開する情報について

#### (1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 ※「資金分配団体の公募」通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書」「事業計画書」） ※選定団体のみ

#### (2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで開催すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について申請時に登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※1がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

○：公開対象

○：公開対象

| 申請時提出書類                        | 「資金分配団体」<br>の公募 |     | 「活動支援団体」<br>の公募 |
|--------------------------------|-----------------|-----|-----------------|
|                                | 通常枠             | 緊急枠 |                 |
| 1 助成申請書                        |                 | ○   |                 |
| 2 事業計画書                        |                 | ○   |                 |
| 3 資金計画書等                       |                 | ○   |                 |
| 4 団体情報                         |                 | ○   |                 |
| 5 役員名簿                         |                 | ○   |                 |
| 6 規程類必須項目確認書（規程類確認書）           |                 | ○   |                 |
| 7 定款                           |                 | ○   |                 |
| 8 規程類                          | ○               |     | ○               |
| 9 登記事項証明書（全部事項証明書）             | ○               |     | ○               |
| 10 事業報告書（過去3年分）                | ○               |     | ○               |
| 11 決算報告書類（過去3年分）               | ○※2             | ○※3 | 一 ※2            |
| 12 事前評価結果                      |                 |     | ○               |
| 13 安全管理・危機管理実施体制表              | ○※4             |     |                 |
| 以上に加え、コンソーシアムで申請の場合            |                 |     |                 |
| ・ コンソーシアムの実施体制表                |                 | ○   |                 |
| ・ コンソーシアムに関する誓約書               |                 | ○   |                 |
| ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての申請書類 | 上記取扱いに準じる       |     |                 |

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 「資金分配団体の公募」通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業、「活動支援団体の公募」については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※3 前年度分のみとなります。

※4 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

以上

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度 活動支援団体】

|        |         |
|--------|---------|
| 必須入力セル | 申請時入力不要 |
| 任意入力セル |         |

| 基本情報    |        |                         |            |    |
|---------|--------|-------------------------|------------|----|
| 申請団体    |        | 活動支援団体                  |            |    |
| 活動支援団体  | 事業名（主） | リスクマネジメントに基づく運営・支援体制の確立 |            |    |
|         | 事業名（副） |                         |            |    |
|         | 団体名    | 一般社団法人BLP-Network       | コンソーシアムの有無 | あり |
| 支援対象団体  | 事業名（主） |                         |            |    |
|         | 事業名（副） |                         |            |    |
|         | 団体名    |                         | コンソーシアムの有無 | あり |
| 支援対象区分  |        | ①資金支援の担い手育成             |            |    |
| 支援内容分野1 |        | B組織運営                   |            |    |
| 支援内容分野2 |        |                         |            |    |
| 支援内容分野3 |        |                         |            |    |
| 支援内容分野4 |        |                         |            |    |

| 優先的に解決すべき社会の諸課題 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 領域／分野           |                                                 |
| ○               | (1) 子ども及び若者の支援に係る活動                             |
|                 | ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援                      |
|                 | ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援                     |
|                 | ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援                          |
|                 | ⑨ その他                                           |
|                 | (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動             |
|                 | ④ 働くことが困難な人への支援                                 |
|                 | ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援                          |
|                 | ⑥ 女性の経済的自立への支援                                  |
|                 | ⑨ その他                                           |
|                 | (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 |
|                 | ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援               |
|                 | ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援                       |
|                 | ⑨ その他                                           |
|                 | その他の解決すべき社会の課題                                  |

| SDGsとの関連        |                                                                                                                                            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ゴール             | ターゲット                                                                                                                                      |
| 4.質の高い教育をみんなに   | 関連性の説明                                                                                                                                     |
|                 | 「子ども及び若者の支援に係る活動」を行う団体によって「ターゲット」は異なるが、そのような団体を支援することでSDGsのゴールの達成に近づくことができる。                                                               |
| 10.人や国の不平等をなくそう |                                                                                                                                            |
|                 | 「日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動」や「地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動」を行う団体によって「ターゲット」は異なるが、そのような団体を支援することでSDGsのゴールの達成に近づくことができる。 |

| I. 団体概要                                                                                                                                                                                               |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1)設立目的・理念                                                                                                                                                                                            | 197/200字 |
| BLP-Network（一般社団法人と任意団体）は、企業法務に携わる弁護士を始めとしたプロフェッショナルをつなげ、その知見を結集し、社会的企業やNPO・NGOによる様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援することを目的として活動をしている。任意団体のメンバーは①社会課題に関心を持つこと、②ビジネス法務の知識とスキルの研鑽を積むこと、③互いに知識・経験を提供し合うことを行動指針としている。 |          |
| (2)団体の主な活動                                                                                                                                                                                            | 196/200字 |
| 任意団体では、弁護士等とNPO等の連携支援のため、HPでのNPO等からの相談申込について、弁護士とのマッチングをおこなっている。一般社団法人では、NPO等の支援を志す企業法務に関わる弁護士等のネットワークの構築（毎月の任意団体のメンバー向けの定例会の開催）、NPO等に役立つ企業法務に関する知見の発信（HPの更新、書籍の出版、学会での発表等）、NPO等向けの研修、財団等への支援を行っている。  |          |

| II. 事業概要 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |      |           |      | 資金提供契約締結日 | 採択後の契約時に用いる欄です |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|-----------|------|-----------|----------------|
| 実施時期     | (開始)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2024/7/1 | (終了) | 2027/3/31 | 対象地域 | 全国        |                |
| 事業概要     | 資金支援の担い手が、自団体においてリスクマネジメントの観点からの実効的なガバナンス・コンプライアンスを実現するとともに、そのような視点で実行団体と対話を行い適切な非資金的な支援を提供できるようにするため、①伴走支援・マニュアルの作成、②資金支援の担い手に関する実態調査、③①及び②により得た知見の発信の3つの柱を中心とした事業を行う。<br>まず、伴走支援として、1年目には、資金の担い手に対して、リスクマネジメントに関する考え方・専門家の活用方法等に関する研修やワークショップを行うとともに、個別に派遣された弁護士と連携して規程の在り方やその他の予防策について検討を進め、自団体に合ったガバナンス・コンプライアンスの体制を実現する。2年目には、その運用を進めるとともに、自団体の体制構築の経験を踏まえて実行団体向けの支援を行う。<br>また、資金支援の担い手についてのリスクマネジメントに関する情報は、現在ほとんどないことから、休眠預金の資金分配団体に加え、助成財団センターとも連携することで、資金支援の担い手が実際に直面したリスクや、それらへの対応の方法について調査する。それにより得た情報を、2年目の支援対象団体において実施する実行団体への支援に活かすとともに、最終的にはその知見を文書化する。<br>さらに、別途作成予定のリスク・マネジメントについてのポータルサイトの中で上記知見を発信し、さらに、資金の担い手同士において定期的な情報交換の機会を作っていくことで、リスクや、リスクマネジメントに関して学べる場所と機会を提供する。<br>以上により、資金の担い手及びその支援先の団体も「リスクマネジメントの観点からの実効的なガバナンス・コンプライアンス」を継続的に学び自団体の運用を見直すことができるようになるのみならず、その具体的な方法をも他団体にも展開することが可能になる。 |          |      |           |      |           |                |
|          | 780/800字                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |      |           |      |           |                |

Ⅲ.事業の背景・課題

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1)支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 999/1000字 |
| 団体が効果的な資金支援を行うためには、自団体において目標達成のために継続的に事業を実施する（目標①）とともに、資金支援先についても、組織運営上の課題（リスク）を的確に把握したうえで、提供した資金を有効に使えるようにサポートをする（目標②）必要がある。さらに、そのようなリスクマネジメントに関する知見が一般化し資金支援を担う団体、支援先の団体において活用できることが重要である（目標③）。しかし、実際に今まで資金支援を行っている複数の団体にヒアリングをしたところ、それぞれ課題を抱えていることが見えてきた。<br>まず、現在、資金支援を行う団体自身のリスクマネジメントについては利用可能な知見がほとんど存在しない（課題①）。ヒアリングの結果、資金提供者との関係でのリスク、運営上のリスク等について抱えている団体もあるが、団体自身も「団体自身にとってのリスクは何か」という問いと対話によって認識に至っている様子が伺えた。これは、資金支援を行うリスクマネジメントという視点での議論がほとんどされてこなかったことが影響していると考えられる。<br>また、資金提供先のリスクマネジメントについても、過度にリスク回避指向になってしまうと助成事業自体の目的達成が損なわれる危険もあり、また、「助成金」という資金の性質上、資金先への関与にも限界がある。前者の点は、助成審査時点において、団体に関する情報が十分に得られない場合に新しい担い手の開拓できないという課題（課題②）や、団体の信用判断に関して風人化してしまっており判断基準が不明確である（課題③）という課題につながっている。また、後者の点は、特に一旦資金援助（特に助成）をしたら基本的には運営責任は、資金提供先の団体にあるものの、具体的な関与もしづらく、助成先のトラブル等について相談できる専門家のネットワークの構築・活用もしづらいという課題（課題④）につながっている。<br>いずれの課題についても、リスクマネジメントの観点からの整理・対応が有益と思われるが、各資金支援を行う団体の知見が「明文化」されていない。また、リスクが顕在化した場合の対応やその背景等については、公にされない、又は、ニュース等での断片的な情報であることが多い。そのため、リスク及びリスクマネジメントについて学ぶ場がほとんどないことがこれらの課題をさらに解決困難なものにしている状況である（課題⑤）。 |           |
| (2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 384/400字  |
| 現在、リスクマネジメントを主に行っている団体はほとんどなく、NPOリスク・マネジメントオフィス程度である。また、公益財団法人助成財団センターが助成財団等の支援を行っているが、助成財団自身又は助成先のリスクマネジメント等についての支援は明示的には行われていない。他方、NPOに対する支援を行っている専門家団体としては、弁護士グループである当団体の他、NPOのための弁護士ネットワーク、税理士・公認会計士の集まりである認定NPO法人NPO会計税務ネットワーク、また、公認会計士のプロボノを促進する特定非営利活動法人Accountability for Change等があるが、団体事業全体を俯瞰したリスクマネジメントの観点からの発信はほとんどない。内閣府は「NPOホームページ」や「国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト」を運営しているが制度に係る発信のみである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |
| (3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 382/400字  |
| 休眠預金交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義は次の3つである。<br>1つ目は、資金支援を行う団体が持っている課題及びノウハウを収集するためには、一定数の資金支援を行っている団体に対して調査を行う必要があるが、本制度を活用することで多くの資金分配団体にアプローチできる。<br>2つ目は、本事業の実施には、知見の収集、実際の伴走支援の実施、その知見の構造化と長期間にわたる支援が必要であるが、本制度では前述の知見を構造化することまで一貫した支援を受けることが可能である。<br>3つ目は、資金分配団体を目指す団体は、これから資金支援の担い手としての活動を発展させていく団体であり、そのような団体にこそ、本事業で獲得を目指している知見が有益と考えられる。したがって、本事業は、休眠預金制度の発展にも貢献し、それにより民間公益活動の促進に資する等、本事業の波及効果が高い。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |

Ⅳ.活動支援プログラムの内容

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1)支援対象団体数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 6        |
| (2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 317/400字 |
| 活動地域：全国<br>分野：限定しない<br>内容：資金支援の担い手となることを目指す団体としては、①現在助成活動をしているが、今後休眠預金の対象とする特定の分野での資金支援を志す団体と、②事業活動を行っているがさらに事業の効果を広げるため資金支援という方法を検討している団体と2つのパターンがあり得るが、当団体の持つノウハウに鑑み①を主なターゲットとする。1年目～2年目は、3分野につき1団体ずつ、合計3団体を対象とする。3年目はさらに展開可能性を検証するため、分野毎に別の団体を合計3団体を支援する。ただし、リスクマネジメントの知見は現在資金分配団体を行っている団体にとっても有益と考えられることから、資金分配団体を1団体ずつ含むものとする。            |          |
| (2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 335/400字 |
| 組織形態としては、助成金による資金支援を行うことを念頭に置いているため、NPO、一般社団法人・一般財団法人等を想定しているが、特に制約は設けない。リスクマネジメントは、団体の規模を問わず有益と考えられるため、特に規模による制約も設けなが、リスクマネジメントのプロジェクトの支援を受けて自団体の体制を構築したり、新しく助成プログラムをブラッシュアップするためには、相応の事務局体制が構築されている必要がある。また、長期間のプロジェクトなので団体としても優先順位が高い課題として認識している必要がある。そのため、①団体としてリスクマネジメントの強化が必要と考える理由を説得的に説明できること、②そのために担当者の工数確保するための方策等を明確にしていることが必要と考える。 |          |
| (3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 197/200字 |
| 資金支援の担い手は、助成先のリスクの適切な把握及び必要なリソースの確保を支援することができ、支援先への専門家の関与も拡大することで、リスクマネジメントの知見が増大する。それにより生じた資金支援及び事業運営におけるリスクマネジメントに関する知見が広く普及し、それにより、資金支援の担い手及び支援先の団体もいずれもが、自団体をリスクマネジメントの観点から安定的にインパクトを残せる状態になっている。                                                                                                                                          |          |

|                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）                          | 80/100字                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 活動支援プログラムの目的                                                                     | 指標 100字 初期値/初期状態 100字 中間評価時の値/状態 100字 目標値/目標状態（目標達成時期） 100字                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| リスクマネジメンの観点から資金支援を行う団体を運営し、助成先の支援をする方法を明確化し、その知見をウェブ上で発信し、他団体もその知見を活用できるようにすること。 | ①資金支援を担う団体における経営判断を行う<br>会議体においてリスク評価の議論が年1回以上行われることが予定され、その担当者やスケジュールが明確になっている。<br>②資金支援を担う団体が、リスクマネジメントの観点が含まれる審査を行い、助成期間中にもつなげられる専門家ネットワークを複数持っている。<br>③資金支援を担う団体の団体運営・助成審査におけるリスクマネジメントの実態を明確化するレポート（伴走支援及び調査により得た知見）が公表されている。<br>①なし<br>②なし<br>③なし<br>①資金支援を担う団体がリスクマネジメントに基づき自団体の運営を行っている。<br>②資金支援を担う団体が資金支援先のRMを資金的・非資金的に支援を行っている。<br>③リスクマネジメントに関心を持つ団体（資金支援を担う団体も含む）が、リスクマネジメントの知見にアクセスすることができる。 |

| (4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）              |      |                                                                                                                                           |      |          |                                      |      |            |      |                                                                                                                                                                                                   |      |
|-------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|--------------------------------------|------|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 短期アウトカム                                   | 100字 | 指標                                                                                                                                        | 100字 | モニタリング指標 | 初期値/初期状態                             | 100字 | 中間評価時の値/状態 | 100字 | 目標値/目標状態（目標達成時期）                                                                                                                                                                                  | 100字 |
| 1-資金支援を担う団体がRMの観点から運営ができる。                |      | ・ 自団体のリスクの内容・評価・対応の一覧表の有無<br>・ 上記一覧表に基づき優先順位・施策について経営判断を担う会議体での決定の有無<br>・ 各リスク及び施策についての担当者、施策の評価の有無<br>・ 参照できるマニュアルの有無                    |      | ○        | ・ なし<br>・ 明確にされていない。<br>・ なし<br>・ なし |      |            |      | ①自団体のリスクを把握・評価し、優先順位が高いリスクの施策・担当者を決定できている（1年目）。<br>②①により決めた施策について実行し、その評価ができていない（2年目）。<br>③他団体がマニュアルを踏まえて1年で体制の整備ができる（3年目）                                                                        |      |
| 2-審査の知見の明文化・適切にリスクをとり新たな団体を発掘することができる。    |      | ・ 助成申請書にリスクマネジメントに関する項目が追加されているか否か<br>・ 審査段階におけるマニュアルの有無                                                                                  |      | ○        | なし                                   |      |            |      | ・ 助成申請書にリスクマネジメントに必要な項目が追加されている（1年目）。<br>・ 審査段階で何をどのように確認すればよいか知見がある（2年目）。<br>・ 他団体がマニュアルを踏まえて1年で体制の整備ができる（3年目）                                                                                   |      |
| 3-資金支援を担う団体が資金支援先のRMを資金的・非資金的に支援することができる。 |      | ・ 審査項目に基づく支援の有無<br>・ 専門家活用に関する知見の有無<br>・ 専門家のネットワークのつながりの有無<br>・ 支援対象団体の助成先と専門家のネットワークのマッチングの件数<br>・ 支援対象団体の助成先による当該専門家に関する費用についての資金の獲得状況 |      | ○        | なし                                   |      |            |      | ・ 助成申請書に基づき、リスクマネジメントに必要な費用が助成されている<br>・ 専門家活用に関する知見を得て、専門家のネットワークのつながりを活用することができ、実際に紹介した実績がある（2年目）。<br>・ 助成先が、前述のマッチングを踏まえて、資金獲得の際に当該専門家等の費用を別途獲得している（3年目）。<br>・ 他団体がマニュアルを踏まえて1年で体制の整備ができる（3年目） |      |
| 4-資金支援を担う団体のリスクマネジメントの取組・現状の課題が明確になる      |      | ・ 100団体以上のサンプルの獲得<br>・ 調査報告書の公表の有無                                                                                                        |      | ○        | なし                                   |      |            |      | 調査報告書を公表し（1年目）、1～3で作成するマニュアル・助成申請書に反映できている（2年目）。                                                                                                                                                  |      |
| 5-リスク及びRMの知見にアクセスできる                      |      | ・ PV（1記事あたり200PV）                                                                                                                         |      | ○        | なし                                   |      |            |      | ・ 13記事で合計2600PV獲得を目標とする（3年目）。                                                                                                                                                                     |      |

| (4)-3 アウトプット<br>（活動の実施により生み出された結果） |                          | 100字 | 指標                                            | 100字 | モニタリング指標 | 中間評価時の値/状態 | 100字 | 事後評価時の値/状態                      | 100字 |
|------------------------------------|--------------------------|------|-----------------------------------------------|------|----------|------------|------|---------------------------------|------|
| 1-1                                | リスクの評価・対応の一覧             |      | ・伴走支援弁護士活動時間<br>・リスクの内容・評価・対応の一覧表の有無          |      | ○        |            |      | リスクの内容・評価・対応の一覧表が年1回以上検討されている。  |      |
| 1-2                                | リスク対応に関する施策の実施（規程の整備も含む） |      | ・伴走支援弁護士の活動時間<br>・優先順位の高い課題への施策が定められている       |      | ○        |            |      | 実施した施策の評価まで行っており、その改善策も提示されている。 |      |
| 1-3                                | リスクマネジメントに関するマニュアルの作成    |      | ・伴走支援や調査により追記できるマニュアルの有無<br>・資金支援を担う団体による評価   |      | ○        |            |      | リスクマネジメントの伴走支援の際内容を参照することができる。  |      |
| 2-1                                | リスクマネジメントを踏まえた助成申請書      |      | ・助成申請書に追加した項目の有無                              |      | ○        |            |      | リスクマネジメントの観点から追加した項目の必要性を説明できる。 |      |
| 2-2                                | 審査マニュアルの作成・改訂            |      | ・1-3により作成したマニュアルに追加した項目の有無<br>・資金支援を担う団体による評価 |      | ○        |            |      | リスクマネジメントの観点から追加した項目の必要性を説明できる。 |      |
| 3-1                                | 助成期間中支援マニュアル             |      | ・1-3により作成したマニュアルに追加した項目の有無<br>・資金支援を担う団体による評価 |      | ○        |            |      | リスクマネジメントの観点から追加した項目の必要性を説明できる。 |      |
| 4-1                                | 調査報告書                    |      | 報告書の有無                                        |      | ○        |            |      | 公表されている。                        |      |
| 5-1                                | ポータルサイトウェブ記事             |      | ・記事数<br>・資金支援を担う団体による評価                       |      | ○        |            |      | 14本の記事の公開                       |      |



| (4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）                                                                                                                                                                             | 200字 | 時期・期間           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|
| 1-1-1、1-2-1 一般社団法人BLP-Networkが支援対象団体と、任意団体BLP-Networkのメンバーの弁護士との間で委任契約を締結し、支援対象団体に伴走する。月1回以上の打合せを実施し、その打合せの中でリスク（規程により防止しようとするリスク及びその他のリスクの双方を含む。）の頻度や重大度に関する優先順位を明確にするとともに、各リスク毎の対応策を明確にしてその施策を確定する。 |      | 2024年7月～2025年3月 |
| 2-1-1、2-2-1、3-1-1 一般社団法人BLP-Networkが、任意団体BLP-Networkのメンバーの弁護士との間で委任契約を締結し、支援対象団体に伴走する。2024年4月以降は、月1回以上の打合せを実施し、その打合せの中で新しく助成プログラムの設計、伴走方法等について明確化するとともに、助成金プログラムのうち、審査及び一部運用を開始する。                    |      | 2025年4月～2026年3月 |
| 4-1-1 一般社団法人BLP-Networkのメンバー（岸本）が、外部の有識者とも連携して調査の企画・設計を行うとともに、広報についてJANPIA及び助成財団センター等と連携して調査票を配布することで、多くの資金支援を行う団体の抱える課題を明確化する。                                                                       |      | 2024年7月～2025年3月 |
| 1-1-1、1-2-1、2-1-1、2-2-1、3-1-1 一般社団法人BLP-Networkが、支援対象団体と、任意団体BLP-Networkのメンバーの弁護士との間で委任契約を締結し、2024年7月～2026年3月に行った伴走支援や、2024年7月～2025年3月に実施する調査の結果を反映したマニュアルを活用して、支援対象団体に伴走する。月1回以上の打合せを実施することを想定する。    |      | 2026年4月～2027年3月 |
| 2-2-2、3-1-2 調査や伴走支援により得られた知見に基づき修正できるように、一般社団法人BLP-Networkのメンバーが、リスクマネジメントのマニュアルの仮案を作成する。その際、外部の資金支援を担う団体にも意見を求め、より実行しやすいマニュアルを目指す。                                                                   |      | 2024年7月～10月     |
| 5-1-1 一般社団法人BLP-Networkのメンバーが、伴走支援により得られた知見をマニュアルに追記するとともに、記事化して発信する。その際、外部のライター等にも依頼し、リスクマネジメントのプロジェクトを通じて実感した団体の変化等をテーマとしたインタビュー記事も作成する。                                                            |      | 2024年7月～2027年3月 |
| 5-1-2 一般社団法人BLP-Networkのメンバーが、JANPIAや助成財団センター等と連携して、その記事の発信・周知を行う。                                                                                                                                    |      | 随時              |

| (4)-5 インプット |                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人材          | ・一般社団法人BLP-Networkの役員：2名（調査実施、プロジェクト全体のマネジメント）<br>・任意団体BLP-Networkのメンバーの弁護士：延べ14名（伴走支援・記事作成12名、マニュアル作成2名）<br>・一般社団法人BLP-Networkの業務委託（事務）：1名<br>・一般社団法人BLP-Networkの業務委託（記事作成進捗管理）：1名<br>・ライター（外部委託）：延べ6名 |
| 資機材         | 基本的には、人的支援のみで足りると考えられるため、特に「資機材」は不要である。                                                                                                                                                                 |

V.支援対象団体の募集/選定

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 募集方法や案件発掘の工夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 188/200字  |
| 活動支援団体の公募の際には、①グループでの相談会を実施しBLP-Netowrkの弁護士が相談にのり、さらに、②①の中で支援対象団体として活動する意欲が高く、また、支援の実効性が高いと考えられる団体に対して、面接を行う。そのような審査方法について知見を持つ認定NPO法人サービスグラントに公募プロセスを委託することで、弁護士と支援対象団体の相互理解及び円滑な伴走支援を実現する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |
| (2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 992/1000字 |
| 支援対象団体が抱える課題は、リスクマネジメントに関するワークショップを実施することでより明確化し、具体的な施策を検討することになる。それ自身がプログラムの内容であるため、審査の段階では、リスクマネジメントに関する優先順位の高さを判断する。<br>支援対象団体が抱える課題を検証するために、①資金支援を担う団体となる意欲、②①の理由とビジョン・ミッションとの整合性、③自団体の学びを一般化する意欲、④リスクマネジメントの支援を希望する理由、⑤当該プロジェクトを実施する体制の有無等の観点から審査をする。これらは代表との面談のみならず、事務局長等のリスク・マネジメントプロジェクトの責任者となる者においても共通の認識を持っている必要がある。<br>①・②・④については、長期間にわたリリスク・マネジメントプロジェクトを遂行する必要があることから確認をする事項である。主に、資金支援を担う団体となりたい理由やその背景、また、今までの取組み等についてヒアリングをすることで判断することが可能である。<br>③については、本事業においては、伴走支援により得た学びをさらに一般化し、業界全体の発展に役立てることを想定していることから、支援対象団体にはヒアリング等への協力が求められる。これらは、単にヒアリングのみならず、それまでの当該団体の発信内容等を確認し、判断をする。<br>⑤については、プロジェクトの運営可能性を図るため、ヒアリングや提出を受けた資料等に基づき判断する。<br>これらの内容については、単に書類の審査・面談のみでは十分に判断することができないと考えられ、一次審査の代わりに「相談会」の形式をとることで、より応募団体の悩みに沿った支援が可能になると考えられる。認定NPO法人サービスグラントは、「団体が、日々の活動運営で感じるモヤモヤを解消し、活動のステップアップに向けた解決の方向性を整理する短期集中イベント」である「スコーパソン」を運営しており、また、同イベントの形をとった審査についても運営の実績があるため、同NPOに公募プロセスの委託をすることで、その知見を活用する。具体的には、まずは、一次審査で行う相談会において、各応募団体が認識しているリスクマネジメント体制の課題についてヒアリングをするとともに、前述の特に①～③のについて確認する。さらに、二次審査において④・⑤も含めて詳細に確認をする。 |           |
| (3) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 18/200字   |
| 休眠預金等活用事業は実施していない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |           |

VI.主な実績と実施体制

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 専門性・強み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 384/400字 |
| 任意団体BLP-Networkは、企業法務を専門とし、NPO等の支援を行う弁護士のネットワークとして2012年に設立した（2023年にマッチング事業のみ任意団体に残し一般社団法人化）。特に団体運営のサポートを行う弁護士のグループであることから、NPOの運営に深く関与している弁護士が多く（現在NPOの顧問を多く持つ弁護士や、NPO法人の代表、公益法人の事務局の業務委託を受けている弁護士等がいる）、また、今まで中間支援団体との連携も多数行ってきた。そのため、活動支援団体として、支援対象団体の悩みに沿ったプログラムを開発することが可能である。また、任意団体BLP-Networkに所属する弁護士は80名を超えていることから、複数の支援対象団体を支援することも可能な体制である。その他NPO支援を行う専門家団体ともつながりが強いこともBLP-Networkの強味である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |
| (2) 支援実績と成果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 792/800字 |
| 当団体は、2012年設立当初はNPO等の支援をしている企業法務系の弁護士のコミュニティとして誕生した。その際、各弁護士にNPOから相談が来た際に受けきれないこともあることから、相互に案件を紹介する形で弁護士同士で連携を図るとともに、コミュニティとして対外的に発信することで、NPO等が弁護士にアクセスしやすくなるため、マッチング事業はスタートした。その後、相互に案件を紹介するフォーマットが固まっていく中で、2016年には出版に合わせて印税収入も生じたことから、ウェブ新規作成し、ウェブを通じて案件を公募を開始するに至った。2012年から今まで、弁護士とNPOとのマッチングは200件を超えており、ほとんどがプロボノでの支援である。事業としては、個人情報の体制整備や、規程の整備等の相談が多く、まさに、資金分配団体に求められるガバナンス体制のサポートの実績は数多くある。メンバー向けアンケートによると、マッチングを希望する理由は、当該団体の活動に興味があるからとする回答が最も多く、その後継続的な支援につながっている例も多数ある。また、各弁護士が、企業法務及びNPO支援で得たノウハウを集約し、2016年に英治出版から『NPOの法律相談』を出版し、2023年には改訂新版も出版することができ、「暗黙知」となっている知見の明文化を推進してきた。<br>現在弁護士のみでもメンバーは80名以上であり、毎月定例会を開催し、弁護士が発表して知見を共有したり、外部のNPOの方や有識者を招いて知見の共有を図っているところである。また、中間支援団体との相談会、ネットワーク団体における研修等も実施している。<br>これらの活動は、メディアにおいても多数取り上げられてきていると同時に、日本弁護士連合会においても「第1回若手チャレンジ基金」のシルバー賞を受賞しており、弁護士業界においても高く評価されている。 |          |
| (3) 支援ノウハウ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 394/400字 |
| 上記の通り、既に各弁護士がNPO支援のノウハウについて蓄積し、その知見を明文化してきた状況であるが、2022年頃から法務の支援も含めて「リスクマネジメント」の観点から支援することが有益であると考え、研究・実践を重ねてきた。具体的には、2022年6月には、有価証券報告書上の「事業上のリスク」の分析を行い、8月には第三者委員会の報告書の分析を行う等、定例会においてテーマとして取り上げた。また、リスクマネジメントを専門として米国に留学している弁護士の知見も含めて、2023年6月にNPO学会においても発表をした。また、自団体でも2022年後半にリスクマネジメントに基づく分析を行い、2022年12月にはリープ共創基金と実行団体向けワークショップを開催し、翌年はJANICと連携して研修も実施した。また、現在あるNPOに対する個別支援も行っており、支援ノウハウは着実に溜まっている状況である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|
| (4) 実施体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    | 346/400字 |
| 代表の鬼澤が事業全体の責任者として事業全体の管理を行う。伴走支援については代表の鬼澤が統括し、支援対象団体毎に2名の伴走支援弁護士を配置する。当該伴走支援弁護士については任意団体BLP-Networkから担当弁護士を募集する。支援対象団体の公募の段階ではNPO法人サービスグラントに委託する。公募の後支援対象団体と支援弁護士、支援弁護士と鬼澤・岸本で月1回ずつ進捗を確認する。当初のマニュアルの起案はリスクマネジメントプロジェクトの経験がある弁護士が中心となる。調査事業や評価については、岸本が中心となって、外部アドバイザーと連携の上行う。情報発信は岡田が責任者となり、支援担当弁護士又は外部のライターが主に記事を執筆し、業務委託者がその記事の執筆等の進捗管理を行うことを予定している。 |    |          |
| (5) コンソーシアム利用有無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | なし |          |

|                             |       |        |
|-----------------------------|-------|--------|
| (6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名） |       |        |
| 氏名                          | 役割・役職 | 実績・資格等 |
|                             |       |        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------|
| (7) ガバナンス・コンプライアンス体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 338/400字 |
| 当団体は設立時は団体の運営コストを下げるため、理事会を設置していなかったものの、今回助成金の獲得を目指すにあたって、理事会及び監事を導入してガバナンスを強化して信用性を高めるとともに、不祥事等の発生を防止する。会計面についてはNPO業界に詳しい税理士に顧問税理士として依頼し、日常的に会計等について不明な点があれば適宜質問をすることで、内容の適正さを担保している。また、監事は現時点では候補は確定していないが、代表理事や理事よりも弁護士経験が長く、その関係性から不適切な点があった場合に指摘を躊躇しない弁護士を選任することで、よりガバナンスを徹底することを想定している。また、規程類についても、支援対象団体へのサポートの方法も念頭に置きながら、申請後に整備していく予定である。 |  |          |

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 御中

# 評価計画・事前評価結果について

2024年4月12日

一般社団法人BLP-Network  
代表理事 鬼澤秀昌



# I : 評価計画



## 評価計画について

---

本資料において、以下の評価計画を定めるものとする。

- ① 評価の目的
- ② 評価スケジュール
- ③ 評価実施体制
- ④ 評価表の作成

## Ⅱ：評価の目的

## 評価の目的について

---

評価を通じて以下の目標が達成できるか否かを把握する。

- 資金支援の担い手がリスクマネジメントにより経営上の優先順位の高い課題が明確になる
- 資金支援の担い手がNPO等のリスクマネジメントを資金的・非資金的に支援できる
- 支援先のNPO等が、目的達成のためのリスクマネジメントを理解・運用することで、必要な場面で、弁護士含めた専門家と連携し、適切な報酬を支払うことができる
- NPOや弁護士含めリスクマネジメントの実践者が増え、その知見が蓄積し、支援者にもその知見が還元される

## Ⅲ：評価のスケジュール

## 評価の目的について

---

- 事前評価
  - 2024年4月
  - 実施済み
- 中間評価
  - 2025年10月
  - 方法:関係者へのインタビュー、直接観察
- 事後評価
  - 2027年3月
  - 方法:関係者へのインタビュー、直接観察
- 追跡調査
  - 2028年3月
  - 方法:アンケート+関係者へのインタビュー



## Ⅲ：評価の実施体制

## 評価の体制について

---

- 鬼澤秀昌(代表理事)
- 岸本英嗣(理事)
- 外部評価アドバイザー( [REDACTED] )

## IV : 評価表の作成

## 評価表について

---

別ファイル「評価表」の通り。

# V : 事前評価の結果

## V－①：特定された課題の妥当性

Vー①: 特定された課題の妥当性  
【小項目】どのような社会課題を解決しようとするのか。  
専門家の視点から



## 我々の活動の中で見えてきたNPO・非営利セクターの課題【現状】

### 【今までの活動と見えてきた課題】

- 今まで200件以上、弁護士とNPO等のマッチングを実施
- NPOや、NPOの中間支援団体の方々とも多数連携
- メンバーの弁護士は80名を超えており弁護士側の希望者が多い
- 弁護士等の連携の必要性は高いもののNPO側のニーズはまだ十分に顕在化していない

## 我々の活動の中で見えてきたNPO・非営利セクターの課題【現状】

- ・ 相談事例から  
→ 商標を取得していないが故にブランディングし直しを迫られる  
(リスクとして把握できていなかった)
- ・ NPOの不祥事事例（第三者委員会による調査結果）から  
→ 外部からの要請による「ガバナンス」整備の一環として、規程の整備はしていたが、実態として経理担当者が一人で出納を担当しており、リスクを防止できなかった。
- ・ NPO関係者の声から  
→ 「ニーズはあるが専門家への相談のハードルが高い」

他方、リスクを把握・評価したうえで、対応策を講じるために、弁護士報酬等の専門家報酬の原資を上手に獲得する団体もある。

## NPO・非営利セクターの見てきた課題

---

### 【原因】

- NPO自身がリスクの優先順位について言語化できていない
- 上手にリスクに対応しているNPOも思考プロセスが言語化されていない
- リスクを回避・ゼロにする方法（ほとんどの場合困難）が模索され、リスクを受け入れられるか否かの議論・判断が意識的にされていない
- （一般的な傾向として）事業への支援に偏りがちな傾向
- その結果重要なリスクに十分なリソースがかけられていない
- リスク及びリスクマネジメントについて学ぶ場が十分でない。

## 適切な報酬の重要性

---

- NPOの支援は他の事業を持つ弁護士にとっては「プロボノ」でも可能である（実際BLP-Networkでマッチングしている案件のほとんどは弁護士報酬が無償である。）
- しかし報酬を得ることでNPOとの強力な連携が可能
  - 継続的な関係性を無理なく構築できる
  - 団体の悩み等を弁護士側も深く理解することができる
- これは代表の鬼澤自身が、TMI総合法律事務所に在籍している中で多くはプロボノで対応していたのに対し、2017年10月に独立後は有償でNPOの顧問をさせていただく中で実感したこと

Vー①: 特定された課題の妥当性  
【小項目】どのような社会課題を解決しようとするのか。  
資金支援の担い手の視点から

## 本プロジェクトのニーズ調査(資金支援の担い手)

- 助成資金で「資金支援の担い手」の「組織運営」(特にガバナンス・コンプライアンス)について支援をしたい。
- その前提として以下の4団体にヒアリング
  - 【独立系】  
一般財団法人リープ共創資金・[REDACTED]
  - 【企業系】  
公益財団法人ベネッセこども基金・[REDACTED]
  - 【コミュニティ財団系】  
公益財団法人パブリックリソース財団・[REDACTED]
  - 【公的資金】  
特定非営利活動法人エティック・[REDACTED]

## 本プロジェクトのニーズ調査(資金支援の担い手)

### 【複数の助成財団ヒアリングから見てきたニーズ①】

#### 1. 助成審査時点

- 新しい担い手を開拓しなければならない一方で、助成金運用責任との間でのリスクバランスがわからない
- 情報の乏しい団体に対し、どのような点についてどの程度の調査を行うべきかわからない
- 団体の信用性判断スキルが属人化しており、判断基準が不明確
- 申請事業のリスク審査まですることが工数的に困難  
⇒ 助成審査が保守的になり、とるべきリスクをとることなく、必要な助成金が行われない可能性  
専門家や専門的知見によるサポートが必要

## 本プロジェクトのニーズ調査(資金支援の担い手)

### 【複数の助成財団ヒアリングから見てきたニーズ②】

#### 2. 伴走支援時点

- 助成先団体への事業、組織体制等についての助言・監督をする際に、リスクマネジメントの知見・専門家の不足(学ぶ機会がない)
- 助成先団体でトラブルがあった場合の対応やその後の助成継続の可否に関し相談できる専門家がいらない

⇒助成先団体が、適切なリスクマネジメントを行いながら事業にリソースを集中できていない可能性  
専門家や専門的知見によるサポートが必要



## 本プロジェクトのニーズ調査(資金支援の担い手)

---

### 【複数の助成財団ヒアリングから見えてきたニーズ③】

#### 3. 財団固有リスク

- 助成先のみならず、財団固有(財団内部)のリスクマネジメントについて、知見やリソースが不足しており、適切なリスクマネジメントができているか不安な状況

⇒助成財団自体が、適切なリスクマネジメントを行うことができていない可能性

専門家や専門的知見によるサポートが必要

Vー①: 特定された課題の妥当性  
【小項目】どのような社会課題を解決しようとする  
のか。  
NPO等の視点から

## NPO等のニーズについて

---

- 既に2022年12月にリープ共創基金と共催して実行団体向けに「リスクマネジメント研修」を実施
- 実際に研修を受けた団体からは以下の声があった
  - 死亡事故や想像を超える事故は、起きないだろうとなんとなく思って、準備をしていなかった。普段からスタッフ会議の中でリスクの話はしているが、他の団体のものを聞くことで気づきがあった。
  - 学生の死亡事故や怪我、企業からのハラスメントなど、様々なケースが起こりうると気づいた。他のスタッフにもリスクを共有していきたい。
  - 特定の人間のみしかリスク対応ができず再現性がなかったり、未経験のリスクに対して備えられていなかったりすることなど、法人の課題に改めて気づいた。

※Noteの記事「弁護士に聞いてみたーNPOはリスクをどうマネジメントすべきか？」より

## NPO等のニーズについて

---

- 2023年1月30日、JANICと共催で経営者向けコンプライアンス勉強会
- 2023年～個別のNPOの支援も実施

⇒個別のニーズは既に確認できており、BLP-Networkでもその支援の実践を積み重ねている段階

## 小括

---

- 「リスクマネジメント」を通じた新たな気づきが専門家、資金支援の担い手、NPOのいずれからも生じており、その有益性を三者が認識している。
- 上記の認識からすれば、「リスクマネジメント」が「経営判断に役立つのみならず、業界全体の発展に資する」可能性が高いと言える。

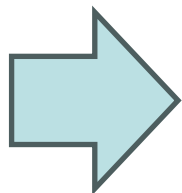
## V―①: 特定された課題の妥当性

### 【小項目】

課題の問題構造を十分に把握しているか。

## 何故「リスクマネジメント」なのか

法的リスクは、NPOが事業上直面するリスクのうちの一つ



「法務」に関するリスクの存在とその対応の必要性を感じて初めて弁護士との連携を検討することになる。

### リスクマネジメント

＝「リスク」の言語化をサポートするツールであり、法的助言の必要性を判断する基礎

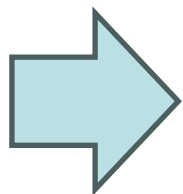
団体自身のリスクに関する整理が可能に  
財団も支援先とのコミュニケーションが容易に  
弁護士等との連携も容易になる

## 何故「リスクマネジメント」なのか②

### 近年話題となる「ガバナンス」では不十分なのか？

#### 社員総会・理事会に係る定めの遵守

- 組織法の定めは、意思決定を適切に反映するツールである。
- 現実として、必ずしも理事が事業の意思決定に関与している訳ではなく、大口寄付者の紹介、理事会を通じた事業運営へのアドバイス、信頼性の向上等の役割を理事に求める場合もある。このような場合に、理事会を運営するだけでは、必ずしもリスク防止にならない。
- 理事会の運営を通じてリスクへの対処を適切に行うことを求めるのであれば、理事が実質的に意思決定を担う役割であることを明確にしたうえで、意思決定を適切に行うための情報集約がされているかを検討する必要。



団体としてのリスクと各機関の役割を把握することで初めてより有効に機能する

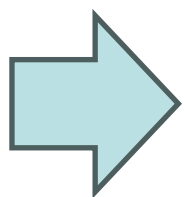


## 何故「リスクマネジメント」なのか③

### 近年話題となる「ガバナンス」では不十分なのか？

#### 規程の整備

- 組織が大きくなり十分個別の指示では対応が困難な場合に「規程」を遵守させることで、業務の適正さを担保することを目的とする。
- 規程を適切に運用するには①職員が特定の業務を遂行し、②それに合わせて業務規程を作成するとともに、③現実と突き合わせながらその規程を改善していく作業が必要。
- 小規模な組織であれば個別の指示で足り②の必要性も高くなく、また、③の運用改善にも手が回らない(優先順位が下がる)。



小規模な組織では、**必ずしも規程が有効に機能しない**。むしろ、**リスクの特定＋具体的な対応の検討が必要**。

## 小括

---

- 「リスクマネジメント」を通じた新たな気づきが専門家、資金支援の担い手、NPOのいずれからも生じており、その有益性を三者が認識している。
- 上記の認識からすれば、「課題が発生している背景について合理的な説明ができている」可能性が高いと言える。

## V―①: 特定された事業対象の妥当性

## Vー②: 特定された事業対象の妥当性

### 【小項目】

事業の対象グループの選定は適切か(対象、規模など)。

## 事業対象について

---

- 本事業で対象としているのは
  - 資金分配団体:1~2団体
  - 資金分配団体を目指す団体:4~5団体
- 前述の通り現在の資金支援の担い手も自団体の運営及び助成先のリスクマネジメントについて課題を抱えている。
- 助成運営自体のノウハウの支援は困難であるため、これから初めて助成事業を行うことを目指す団体ではなく、既に助成事業を行っている団体を対象とする。

## Vー②: 特定された事業対象の妥当性

### 【小項目】

事業の対象グループはどのような問題・関心・期待・懸念などをもっているか。

## 対象グループの問題・関心・期待・懸念

---

- スライド20枚目～23枚目の通り
- リスクマネジメントに関する関心・期待は非常に大きい。

## Vー②: 特定された事業対象の妥当性

### 【小項目】

対象グループ以外への波及性はあるか。



## 波及効果について

- リスクマネジメントは、助成事業を行う際に共通の課題であるため、NPO業界においても波及する可能性は高い。
- 税理士(NPO会計税務専門家ネットワークの理事)・外部評価アドバイザー(一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ事務局)等にも本事業への協力を依頼するため、本事業について説明した際、賛同を得ることができていることに鑑みれば、弁護士以外の専門家にも波及する可能性が高い。
- 本プロジェクトを通じて、資金支援の担い手・NPO・専門家の三者にリスクマネジメントの具体的な知見・意識が共有される結果、NPO業界・ソーシャルセクター全体の効果的なガバナンス・コンプライアンスの方法も含む知見の蓄積やその意識が高まり、安定的にインパクトを出し続けられると考えられる。

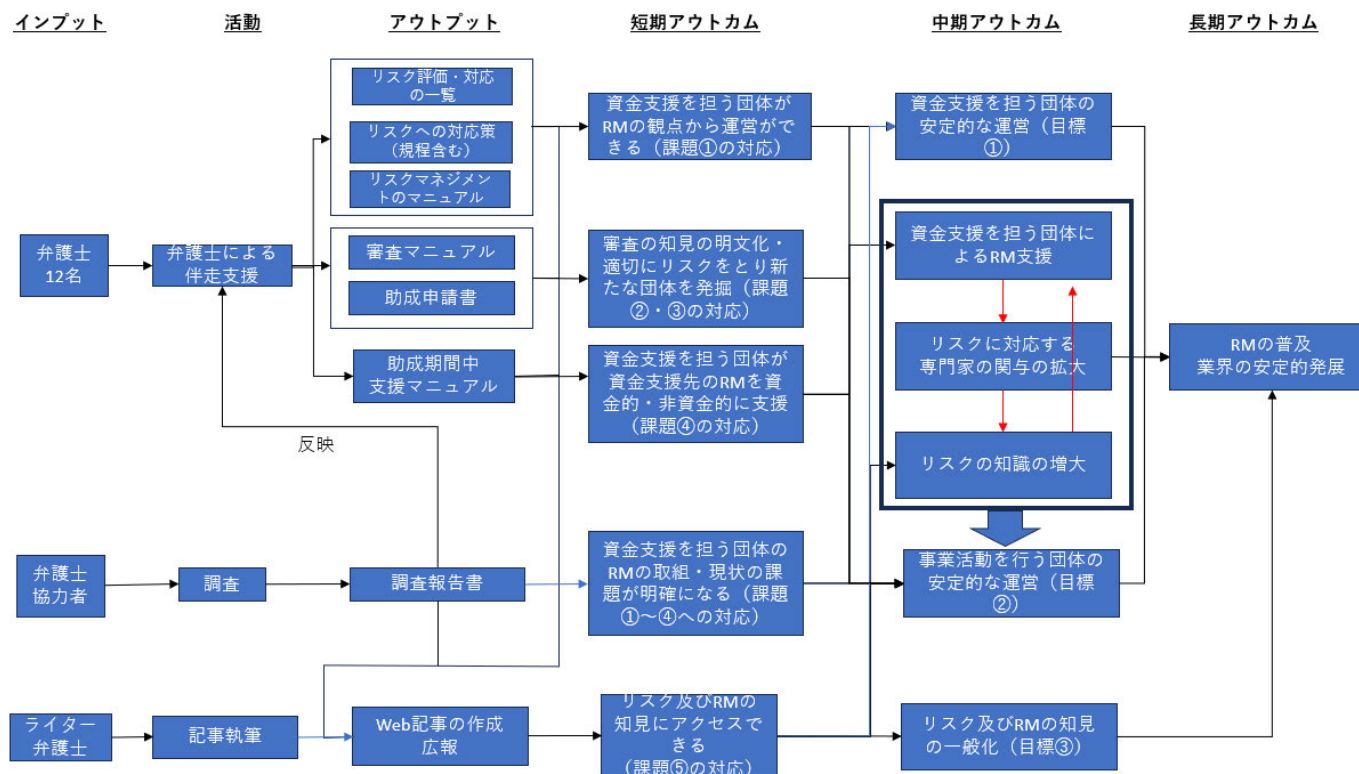
## V―③: 事業設計の妥当性

### 【小項目】

事業を通して最終的に達成したい目標や中間的なアウトカムが明示されているか。

## ロジックモデル

- BLP-Networkでは以下の通りロジックモデルを作成した。

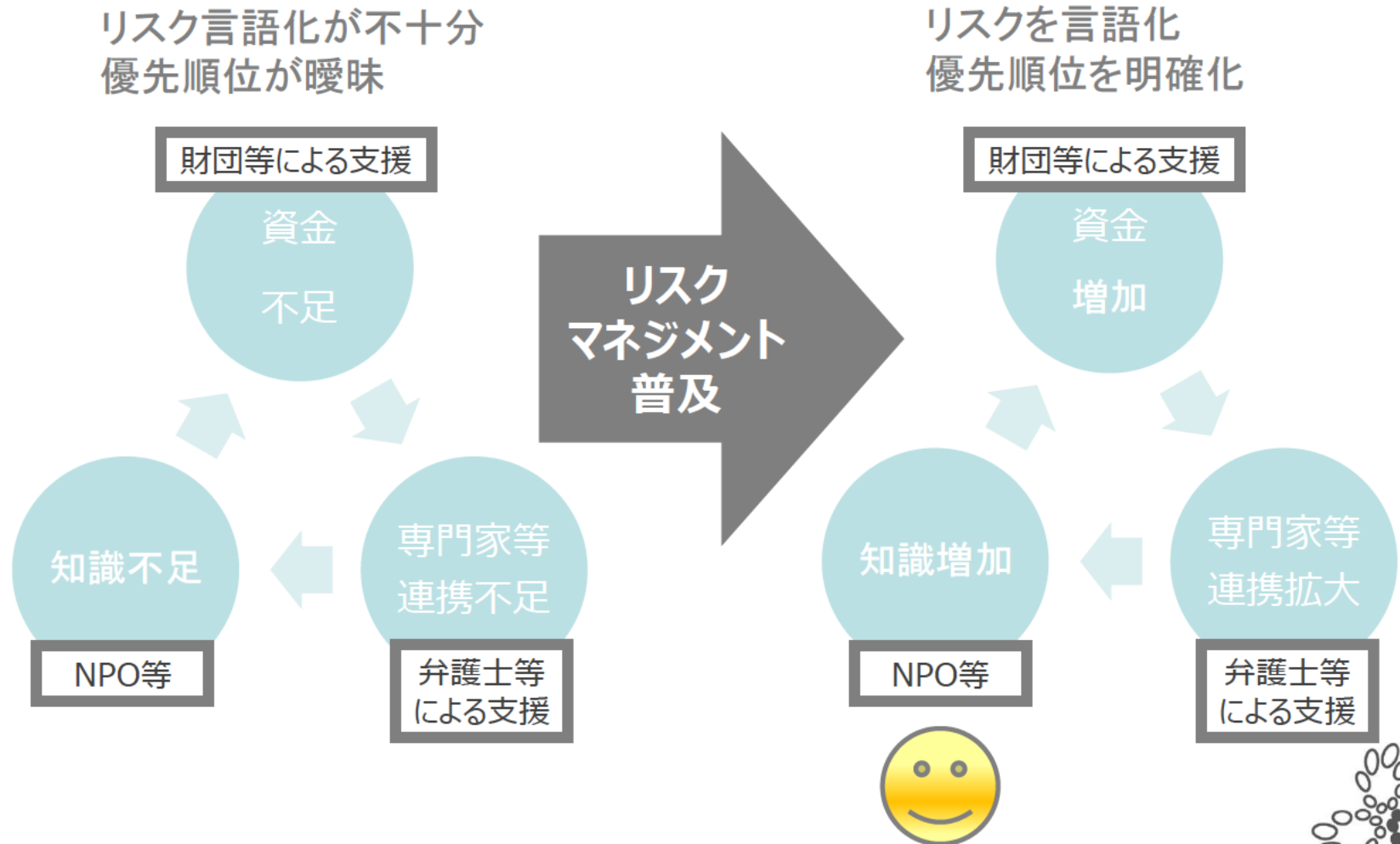


## アウトカムについて

---

- 長期アウトカムはRMの普及と業界の安定的発展
- 中期アウトカムとして以下の3つが中心である。
  - 「資金支援を担う団体の安定的な運営(目標①)」
  - 「事業活動を行う団体の安定的な運営(目標②)」
  - 「リスク及びRMの知見の一般化(目標③)」
- これら中期アウトカムの創出を促進するために以下の3つの手段的な中期アウトカムが必要。このサイクルが本事業のエッセンスであり、次頁に記載のTOCにもつながる。
  - 資金支援を担う団体によるリスクマネジメント支援
  - リスクに対応する専門家の関与の拡大
  - リスクの知識の増大

## BLP-NetworkのTheory of Change



## V―③：事業設計の妥当性

### 【小項目】

目標の達成・課題解決の道筋は論理的であるか。

## 論理的妥当性について

- 前提①: リスクマネジメント(正確にはEnterprise Risk Management)の導入に基づく施策が、パンデミックによる悪影響を軽減したとのデータもある(詳細は次のページ。)
- 前提②: ヒアリングの際に課題として挙げられた「リスクマネジメントの知見・専門家の不足(学ぶ機会がない)」「相談できる専門家がない」等からすれば、リスク等の知見・専門家にアクセスできれば、助成先への支援が可能になると考えられる。
- 前提①からすれば、リスクマネジメントの普及は、「業界の安定的発展」につながると言え、さらに、前提②からすれば、リスクマネジメント＋相談可能な専門家へのアクセスをセットで普及することで、「リスクマネジメント」が普及しやすくなる。

## リスクマネジメントの効果について

Jalilvand, A., & Moorthy, S (2022) - ケース研究（アメリカの多国籍非営利企業の事例）

2015年から2020年の5年間にわたる、米国の多国籍非営利企業（60か国以上で公共、プライベートセクターのために教育・研修プログラムを提供）のERMの実施、実施後の状況についての分析（2017年にERM導入を決定）

### ➤調査結果

#### ERM導入前の既存のリスクマネジメントシステムの状況

- ❖ その都度発生する問題に対して、場当たり的に対応するもので、組織として協調がとれていない状況であった（リスクコミュニケーションに対する障害/リスクを考慮したプロジェクト選定の欠如/既存の組織戦略で採用された内容は固有・残存リスクやリターンを考慮したものではなかった等）

#### ERM導入後

- ❖ 組織として優先する6つのリスクカテゴリーを決定し、詳細なリスク軽減計画を実施
- ❖ 財務・業務運営の面で向上がみられた
- ❖ 例：受注するプロジェクト選択の際の考慮指標の導入→政府プロジェクトへの依存の軽減
- ❖ Informational risk, Financial riskに対する軽減策が、パンデミックによる悪影響を軽減した。



## V―③：事業設計の妥当性

### 【小項目】

目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況  
・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか。

## 目標・アウトカムについて

---

- 事業計画において明確に定められている
- 各指標は、具体的に判断が可能である。なお、アウトプットのうち「1-1 リスクの評価・対応の一覧」「1-2 リスク対応に関する施策の実施（規程の整備も含む）」については、再現可能性も検証するため、伴走支援弁護士の活動時間も指標とする。
- ただし、各アウトプットの有益さを検討するため、他の資金支援の担い手の方に助言をいただき、その有益性を担保する。

## V―④：事業計画の妥当性

### 【小項目】

目標の達成・課題解決の道筋は、組織内の人的・金銭的・ノウハウ・ネットワークの観点からみて合理的であるか。

## 現在当団体が持つネットワーク等

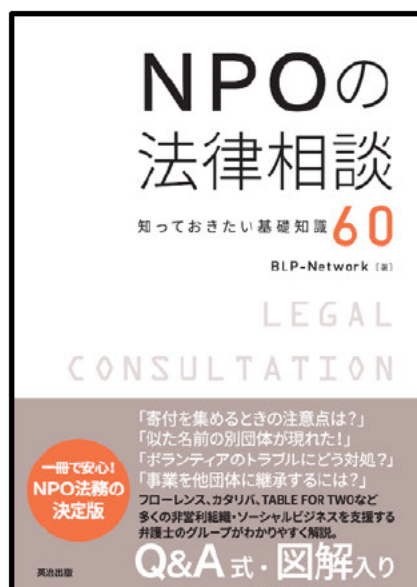
- 当団体は2012年から活動を開始し11年が経っており、その間以下のネットワークの構築しており、複数団体の支援をするのに十分な体制である。
  - 任意団体BLP-Networkの弁護士(80名以上)
  - 他の士業の専門家の団体(Accountability for Change、NPO会計  
税務専門家ネットワーク)
  - 中間支援団体(サービスグラント、ETIC.、日本NPOサポートセンタ  
ー、リープ共創基金、パブリックリソース財団、社会的インパクト・マ  
ネジメント・イニシアチブ等)
- 以下の通りNPO支援のノウハウが蓄積している。
  - 200件以上の弁護士・NPO等とのマッチング
  - 『NPOの法律相談』の書籍の発行
  - 毎月の定例会の開催による知見の共有
- 金銭については、今までボランティア団体で予算は数十万円程度だったが、任意団体の会員からの寄付で2024年2月～3月で約170万円を調達し、最低限の運用資金は確保した状況であり、年1000万円程度の予算であれば、十分に運用可能である。

## 書籍の紹介

BLP-Networkのメンバーの知見を1冊の本に結集・出版。  
2016年に出版、2022年には改訂版も出版

『NPOの法律相談』（2016、英治出版）

『NPOの法律相談〔改訂新版〕』（2022、英治出版）



## V―④：事業計画の妥当性

### 【小項目】

計画の妨げとなる事象が十分に検討され、それを軽減するための対策は検討されているか

## 計画の妨げとなる事象の検討

### A) 活動支援プログラムの目的:

リスクマネジメントの観点から資金支援を行う団体を運営し、助成先の支援をする方法を明確化し、その知見をウェブ上で発信し、他団体もその知見を活用できるようにすること(事業計画書より)

### B) 目的の達成に必要なもの:

- i. BLPに、ノウハウ・知見を持った人材が、適切な人数存在すること
- ii. BLPが、資金支援の担い手と繋がり、信用されること
- iii. BLPが、活動から収集した知見・ノウハウを言語化し、公表すること

### C) 目的の達成を阻害する可能性があると考えられる事象

- i. ノウハウ・知見を持った人材が不足して支援ができない(伴走弁護士の体調不良等の人数の問題と、規程に関するリスク抽出が適切にできない等の能力の面の問題がある。)
- ii. BLPの不祥事等により、信用が低下し、適切な資金支援の担い手と繋がることのできない
- iii. 収集した知見、ノウハウについて、専門知識のない第三者に伝わるような言語化ができない、又は、言語化した後広がらない
- iv. 支援対象団体のリスクマネジメントプロジェクトの優先順位が下がる

## 軽減するための対策の検討

### A) 軽減するための対策

- i. 人数不足の場合と、弁護士の知見の不足の双方があり得る。
  - i. 人数不足について:
    - i. 1団体あたり2名ずつ伴走支援弁護士が対応する。
  - ii. 知見の不足について
    - i. 基本的にメンバーは弁護士又はそれに準じる法的知識があるところ、定期的な内部MTG・勉強会を行うことで、ノウハウ・知見を内部共有し、人材を育成する。
    - ii. ある程度作成が想定される規程についてはあらかじめ検討すべき事項を明確にしておく。
- ii. 自団体もリスクマネジメントの観点からの運営する。また、理事会及び監事を導入してガバナンスを強化して信用性を高めるとともに、不祥事等の発生を防止する。会計面についてはNPO業界に詳しい税理士に顧問税理士として依頼。
- iii. 発信記事のクリエイティブにも十分な予算を確保するとともに、外部の資金支援の担い手からポータルサイトやその記事へのFBをもらい、内容や書き方を改善する。また、全国にネットワークを持つNPOサポートセンターやJANPIA、助成財団センター等にも周知の協力を求め、閲覧者を増やす。
- iv. 申請の段階で、団体の経営レベルでの優先順位を確認する。



|        |     |                         |  |
|--------|-----|-------------------------|--|
| 事業期間   |     | 2024/07/01 ~ 2027/03/31 |  |
| 活動支援団体 | 事業名 | リスクマネジメントに基づく運営・支援体制の確立 |  |
|        | 団体名 | 一般社団法人BLP-Network       |  |

|        |       |     |            |
|--------|-------|-----|------------|
|        |       | 助成金 |            |
| 事業費    |       |     | 23,962,000 |
|        | 直接事業費 |     | 21,103,000 |
|        | 管理的経費 |     | 2,859,000  |
| 評価関連経費 |       |     | 550,000    |
| 合計     |       |     | 24,512,000 |

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

|         | 2024年度    | 2025年度    | 2026年度    | － | 合計         |
|---------|-----------|-----------|-----------|---|------------|
| 事業費 (A) | 7,468,000 | 9,732,000 | 6,762,000 | 0 | 23,962,000 |
| 直接事業費   | 6,645,000 | 8,714,000 | 5,744,000 | 0 | 21,103,000 |
| 管理の経費   | 823,000   | 1,018,000 | 1,018,000 | 0 | 2,859,000  |

2. 評価関連経費 [円]

|            | 2024年度  | 2025年度  | 2026年度  | － | 合計      |
|------------|---------|---------|---------|---|---------|
| 評価関連経費 (B) | 110,000 | 220,000 | 220,000 | 0 | 550,000 |

3. 合計 [円]

|           | 2024年度    | 2025年度    | 2026年度    | － | 合計         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---|------------|
| 助成金計(A+B) | 7,578,000 | 9,952,000 | 6,982,000 | 0 | 24,512,000 |

## 資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

### (1)事業費の補助率

|        |                     |                        |
|--------|---------------------|------------------------|
|        | 自己資金・民間資金<br>合計 (D) | 助成金による補助率<br>(A/(A+D)) |
| 助成期間合計 | 3,650,000           | 86.78%                 |

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]